

特定建設作業振動基準（振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）第11条）

規制の対象	区域の別	規制の内容
1 振動の大きさ	1号区域	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75デシベルを超える大きさのものでないこと。
	2号区域	
2 作業時間	1号区域	午後7時から翌日午前7時までの間に行われないこと。
	2号区域	午後10時から翌日午前6時までの間に行われないこと。
3 1日の作業時間	1号区域	10時間を超えないこと。
	2号区域	14時間を超えないこと。
4 作業期間	1号区域	連続して6日間を超えないこと。
	2号区域	
5 日曜日その他の休日	1号区域	日曜日その他の休日に行われないこと。
	2号区域	

1 この表において「1号区域」とは、平成23年伊豆の国市告示第34号（振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき市長が指定する地域及び同法第4条第1項の規定に基づき特定工場等において発生する振動の規制基準の件）の1により指定された地域のうち、次に掲げる区域をいい、「2号区域」とは、「1号区域」以外の区域をいう。

- (1) 第1種区域の1として定められた区域
- (2) 第1種区域の2として定められた区域
- (3) 第2種区域の1として定められた区域
- (4) 第2種区域の2として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
- ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- エ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

2 「作業時間」の規制の適用については、次の場合における特定建設作業に係る振動には適用しない。

- (1) 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- (3) 鉄道又は軌道の正常な運航を確保するため特にこの表の作業時間の項の規制の内容欄に掲げる時間（以下「夜間」という。）において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法

第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

- 3 「1日の作業時間」の規制の適用については、次に掲げる場合における特定建設作業に係る振動には適用しない。
 - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- 4 「作業期間」の規制の適用については、次に掲げる場合における特定建設作業に係る振動には適用しない。
 - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- 5 「日曜日その他の休日」の規制の適用については、次に掲げる場合における特定建設作業に係る騒音には適用しない。
 - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 - (3) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
 - (4) 電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
 - (5) 道路法第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合
 - (6) 道路交通法第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合